

環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）
清水行政局 建設環境室

〈ごみ分別すれば資源〉

年末年始のごみ収集

年末年始は環境センターとプラスチック収集場が休業することに伴い、ごみを出す日が変更になります。ご注意ください。

なお、詳細につきましては回覧物などでお知らせします。

間違った合わせの多いごみの出方

●カーペット類：燃えるごみ

※ただし電気カーペットは除く。

指定袋に入るように切断して、燃えるごみとして出してください。電気カーペットや切断が困難なカーペットは環境センターへ直接持ち込んでください。

●ふとん：燃えるごみ

指定袋に入れ、燃えるごみとして出してください。資源ごみとしては出せません。指定袋に入れることが困難な場合は切断して入れるか、環境センターへ直接持ち込んでください。

い。環境センターへの持ち込みは1日10枚までです。粗大ごみ特別収集では回収していません。

●スプレー缶：燃えないごみ

火の気のない風通しの良い場所です。完全にガスを抜いて、燃えないごみとして出してください。

●木・木材：燃えないごみ

木材は燃えないごみとして指定袋に入れて出してください。ただし、割りばし以下の太さのものや鉋くずは燃えるごみとして出せます。木材の直径が15cm以上のものや指定袋に入らないものは燃えないごみとしても出せません。

不法投棄は犯罪です

ルールに従って処理することが面倒であったり、処理にかかる経費を負担したくないという理由で、ごみを山林や河川に捨てる事例が後を絶ちません。このような行為を「不法投棄」といい、山林や河川などの公

共の土地や他人の土地にごみを捨てることだけでなく、自分の所有地に投棄している場合も含まれます。不法投棄は法律により罰せられ、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金またはその両方の刑に処せられます。

自分の所有地は自分で守る

身勝手に捨てるのは簡単ですが、撤去回収するのはとても大変です。もとの美しい自然を回復させるのは難しく、多大な費用がかかります。

投棄者が不明の場合は、土地所有（管理）者が撤去回収を行うこととなります。不法投棄を未然に防ぐよう自分の所有地は十分な管理をお願いします。侵入禁止のロープ・看板・防犯カメラの設置などの対策があります。お困りの場合は、環境衛生課へお問い合わせください。



家庭から出る 燃えるごみの収集量

令和4年（2022年）9月／約287トン
先月から約34トンの減少

最近よく「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」という言葉を目にします。これは国連が定めた「持続可能な開発目標」の呼び名です。ごく簡単にいうと「みんなが幸せで快適な生活を送れるような未来を作るための目標」でしょうか。

私たち生活者が直接SDGsに取り組める活動の一つがごみの減量化です。より良い地球の未来のためにごみを減らしましょう！

